

第十三回国会 大蔵委員会 議 録 第三号

昭和二十七年一月二十九日(火曜日)

午前十一時五十分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 佐久間 徹君

理事 松尾トシ子君 理事 淺香 忠雄君

理事 有田 二郎君 理事 川野 芳滿君

理事 島村 一郎君 理事 清水 逸平君

理事 高間 松吉君 理事 若米地英俊君

理事 夏堀源三郎君 理事 三宅 則義君

理事 宮崎 靖君 理事 武藤 嘉一君

理事 荒木萬壽夫君 理事 宮腰 喜助君

理事 深澤 義守君 理事 久保田鶴松君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君

大蔵事務官 大蔵 村上 一君

官房文書課長 村 上 一君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

一月二十四日

委員 奥村又十郎君及び西村直己君辭任につき、その補欠として武藤嘉一君及び高間松吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 塚田十一郎君辭任につき、その補欠として奥村又十郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 松尾トシ子君が理事に當選した。

同日

委員 又十郎君が理事に補欠當選した。

同日

昭和二十七年一月二十五日

第一類第六号

大蔵委員会議録第三号

昭和二十七年一月二十九日

第一類第六号

大蔵委員会議録第三号

昭和二十七年一月二十九日

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案(内閣提出第一九号)

昭和二十六年十二月二十日

冷蔵器に對する物品稅撤廢の請願(三宅則義君紹介)(第七号)

洋紙に對する物品稅撤廢の請願(吉武藤市君紹介)(第八号)

かはん類に對する物品稅撤廢の請願(小山長規君外四名紹介)(第九号)

勤勞所得稅の輕減に關する請願(河原伊三郎君紹介)(第一〇号)

揮發油稅輕減に關する請願(田中啓一君紹介)(第一一号)

同(山口長治郎君紹介)(第一二号)

同(宮原幸三郎君紹介)(第一三号)

同(坪内八郎君紹介)(第一四号)

同(岡西明貞君紹介)(第一四一號)

同(宮崎靖君紹介)(第一四二號)

同(千葉三郎君紹介)(第一四三號)

同(鈴木幹雄君紹介)(第一四四號)

同(中島茂喜君紹介)(第一四五號)

同(橋本金一君紹介)(第一五五號)

水あめ、ぶどう糖に對する物品稅撤廢の請願(小川原政信君紹介)(第一四六號)

課稅の適正化等に關する請願(中西伊之助君紹介)(第一四六號)

公務員の退職給付制度確立に關する請願(福田繁芳君紹介)(第一四七號)

昭和二十七年一月二十一日

葉たばこ收納代金前渡に關する請願(松本善壽君紹介)(第一四二號)

七宝燒製品に對する物品稅撤廢の請願(江崎眞澄君紹介)(第一五六號)

台灣における外地資産補償に關する請願(福田喜東君紹介)(第一五七號)

同(床次徳二君紹介)(第一五八號)

同(荒木萬壽夫君紹介)(第一五九號)

同(小野孝君紹介)(第一六〇號)

同(稻葉修君紹介)(第一六〇號)

旧軍港市転換法による転換地域再接収に關する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一八七號)

の審査を本委員会に付託された。

昭和二十六年十二月二十六日

洋紙の物品稅撤廢に關する陳情書(名古屋商工会議所会頭伊藤次郎左衛門)(第一九号)

國民金融公庫資金増額に關する陳情書(日本商工会議所会頭藤山愛一郎外一名)(第二〇号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案(内閣提出第一九号)

〇佐藤委員長 これより會議を開きます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇佐藤委員長 御異議なしと認め、それは奥村又十郎君及び松尾トシ子君を理事に指名いたします。

〇佐藤委員長 次に去る一月二十五日、本委員会に付託に相なりましたボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案を議題といたしまして、まず政府当局より提案趣旨の説明を聴取することにいたします。西村政府委員。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律案

の二を第二十四條とする。

第二十九條の二中「左の各号の一に該当する者」を「第一條の規定による指定があつたことを知りながら、第七條第一項の規定に違反して報告をせず若しくは虚偽の報告をし又は特殊清算人の要求に係る財産を引き渡さなかつた者」に改め、同條各号を削る。

第三十條中「左の各号の一に該当する者」を「第五條第五項の規定に違反した者」に改め、同條各号を削る。

第三十一條の二を削る。

第三十二條中「第二十九條の二第二号又は第三十條第一号」を「第二十九條の二又は第三十條」に改める。

(閉鎖機關整理委員會令の一部改正)

第二條 閉鎖機關整理委員會令(昭和二十二年勅令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「昭和二十一年勅令第五百六十七号(会社の証券保有制限等に関する勅令)第十一條及び」を削る。

第十六條第二項を削る。

第二十條 整理委員會は、大蔵大臣の命令によつて解散する。

前項に定めるものの外、整理委員會の解散に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十二條を削り、第二十三條を第二十二條とし、第二十四條

第二十四條を削り、第二十三條

第二十三條を削り、第二十三條

第二十二條を削り、第二十三條

第二十三條を削り、第二十三條

第二十二條を削り、第二十三條

第二十三條を削り、第二十三條

第二十二條を削り、第二十三條

第二十三條を削り、第二十三條

第二十二條を削り、第二十三條

第二十三條を削り、第二十三條

第二十二條を削り、第二十三條

第二十三條を削り、第二十三條

第二十二條を削り、第二十三條

第二十三條を削り、第二十三條

第二十二條を削り、第二十三條

第二十三條を削り、第二十三條

第二十二條を削り、第二十三條

第二十三條を削り、第二十三條

第二十二條を削り、第二十三條

第二十三條を削り、第二十三條

第二十二條を削り、第二十三條

第二十三條を削り、第二十三條

第二十二條を削り、第二十三條

第二十三條を削り、第二十三條

第二十二條を削り、第二十三條

條を第二十三條とする。

(閉鎖機關に関する債権の時効等の特例に関する政令の一部改正)

第三條 閉鎖機關に関する債権の時効等の特例に関する政令(昭和二十三年政令第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三條を削る。

(旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正)

第四條 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條第一項第一号中「連合国最高司令官の要求に基づき」を削る。

第二十五條第四項及び第五項を削り、同條第六項を同條第四項とする。

第三十四條の第三項中「法律」を「別に法律」に改める。

(国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部改正)

第五條 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令(昭和二十五年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「国外居住外国人に対する債務」の下に「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)第二條第一項第一号に規定する在外会社

との平和條約の最初の効力発生の日以後生じたものと並びに」を加える。

第七條中「別に」を削る。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十條第一項中「前條第四項の規定によりする場合を除く外」を削り、「承諾書」を「還付を承諾する旨の承諾書(以下「承諾書」という。に改め、同條第二項中「前條第四項又は」を削る。

第十二條中「附則第四項」を「附則第三項」に改める。

第十三條中「昭和二十四年政令第二百九十一号」を削る。

第十四條を削る。

附則第二項から附則第五項までを次のように改める。

2 この政令施行前国外居住外国人に対する債務の弁済のため供託した供託者は、その供託した供託物が金銭である場合において当該債務が国外居住外国人に対する債務であるときは、主務大臣の認定を受けたときは、法務府令、大蔵省令で定めるところにより、その供託金を保管する供託所に対しこれを東京法務局に保管替することを請求することができる。

3 前項の規定による主務大臣の認定があつたときは、第三條第一項の認定があつたものとみなす。

(国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部改正に伴う経過規定)

第六條 改正前の国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令(以下本條において「旧令」という。第九條及び第十四條の規定は、この法律施行前旧令第九條第二項の規定によりされた使節団の請求、当該請求に基づく主務大臣の措置及び当該措置としての命令を受けた供託者については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

2 旧令附則第三項から附則第五項までの規定は、この法律施行前旧令附則第二項の規定によりされた主務大臣の命令、当該命令に係る措置及び当該措置を命ぜられた供託者については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

3 旧令第十二條の規定は、前項の規定によりなおその効力を有する旧令附則第四項の規定により旧令第三條第一項の認定があつたものとみなされた債務の弁済のためにする供託及び当該供託に係る供託物の還付については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

(日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計に属する財産の管理に関する件(一部改正))

第七條 日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計に属する財産の管理に関する件(昭和二十二年大蔵省令、司法省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「閉鎖機關整理委員会を、大蔵大臣の選任する清算人(以下清算人という。に改める。

第二條中「閉鎖機關整理委員会」を「清算人」に改める。

第三條第二項中「大蔵大臣及び司法大臣」を「法務総裁及び大蔵大臣」に改める。

(将来存続すべき命令)

第八條 第一條から第五條まで及び前條に規定する命令並びに左に掲げる命令及び命令の規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

一 明治三十九年法律第二十四号官国幣社経費に関する法律廃止等の件(昭和二十一年勅令第七十一号)附則第六項

二 軍需金融等特別措置法等の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第二百八十三号)附則第二項及び第三項

三 横濱正金銀行の旧勘定の資産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百八十八号)

四 外国為替資産の分離保管に関する勅令を廃止する政令(昭和二十五年政令第三十五号)附則第二項

五 日本銀行に対する外国通貨等の引渡に関する勅令を廃止する政令(昭和二十五年政令第二百二十四号)附則第二項から附則第四項まで

六 閉鎖機關の所有する在外記名証券等の処理に関する政令(昭和二十五年政令第三百五十六号)

七 特定在外活動閉鎖機關等の引当財産の管理に関する政令(昭和二十五年政令第三百六十九号)

号)

八 特別調達資金設置令(昭和二十六年政令第二百五号)

九 会社の解散の制限等に関する勅令を廃止する政令(昭和二十六年政令第二百四十七号)附則第八項

十 持株会社整理委員会令の廃止に関する政令(昭和二十六年政令第二百六十一号)

十一 学校及び保育所の給食用ミルクの譲与並びにこれに伴う財政措置に関する政令(昭和二十六年政令第三百七号)

十二 外貨債処理法等の廃止及び外国為替管理法等改正の件(昭和二十六年大蔵省令第三百一十号)附則第二項及び第四項

十三 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く中国銀行(中華民国法)大阪支店の業務及び財産の管理に関する省令を廃止する省令(昭和二十四年大蔵省令第十号)附則第三項及び第四項

(命令の廃止)

第九條 左に掲げる命令は、廃止する。

一 戦争終結後復員したる陸海軍の軍人等に対し支給したる退職賞与金の国庫返納に関する件(昭和二十一年勅令第五百五号)

二 臨時軍事費特別会計の終結に関する件(昭和二十一年勅令第五百十号)

三 軍人及び軍属に交付せられたる賜金国庫債券を無効とすることに關する件(昭和二十一年勅令第五百十二号)

四 会社の証券保有制限等に関する勅令(昭和二十一年勅令第五百六十七号)

五 ジェー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令(昭和二十四年政令第四十六号)

六 金、外国通貨及び外貨表示証券の買上に関する政令(昭和二十四年政令第五十二号)

七 日本ナショナル金銀登録機販売株式会社に對する財産の返還に関する政令(昭和二十四年政令第三百七十四号)

八 三井物産株式会社が三菱商事株式会社の旧役員就職制限等に関する政令(昭和二十五年政令第三百四十号)

九 指定外国証券の報告に関する政令(昭和二十六年政令第二百五十九号)

十 日本カタン糸株式会社の再設立に関する政令(昭和二十六年政令第三百二十九号)

十一 通貨等製造工場管理規則(昭和二十一年大蔵省令第二十八号)

十二 軍人軍属に支給した帰郷旅費等の国庫返還に関する件(昭和二十一年大蔵省令第七十三号)

十三 連合岡占領軍の発行する「A」号円表示軍票の取締等に関する件(昭和二十一年大蔵省令第七十七号)

十四 外国人出資の報告に関する件(昭和二十一年大蔵省令第二百二十号)

十五 外国に本店を有する会社の

本邦内にある支店、出張所等の報告に関する件(昭和二十二年大蔵省令第九号)

十六 皇族に對し租税に関する法令を適用する場合に関する件(昭和二十二年大蔵省令、内務省令第一号)

十七 イースト・エイシャ・ミツシヨンの財産に関する件(昭和二十二年大蔵省令、司法省令第四号)

十八 在外会社等の本邦内にある支店、出張所、その他の事務所

の貸借対照表の提出に関する省令(昭和二十三年大蔵省令第六十五号)

十九 ハンス・ゼーリツヒの財産の登記に関する命令(昭和二十三年大蔵省令、法務省令第二号)

二十 株式会社イリス商會の財産に関する命令(昭和二十三年大蔵省令、法務省令第三号)

二十一 ドイツ国有限会社ハインリッヒ・コツベルスの不動産移転に関する命令(昭和二十四年大蔵省令、法務省令第一号)

二十二 スタンダード・ブランズ・オブ・エシア・インコーポレーテッド及びドッド・ウエル・エンド・コムパニー・リミテッドに関する登記の抹消に関する命令(昭和二十四年法務省令、大蔵省令第二号)

(廢止した命令に関する経過規定)

第十條 旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金又は歳出金であつて、昭和二十五年年度以降において収納又は支出若しくは支払の判明した金額については、当分の間、これを

旧臨時軍事費特別会計分として別途に整理し、据え置くものとす

る。

2 前項の場合において、内閣は、旧臨時軍事費特別会計の歳入歳出の決算額と前項の規定による毎會計年度の整理金額(旧臨時軍事費特別会計の終結に関する第三條第二項の規定による整理金額を含む。)との合計額の計算書を調製し、これを当該年度の一般会計の歳入歳出決算に添附して国会に提出しなければならない。

第十一條 旧会社の証券保有制限等に関する勅令第十七條の第二項(同令第十七條の四第二項において準用する場合を含む。)において準用する同令第二條第一項第一号ロ又はハの規定により株式の取得を認められた会社がこの法律施行の際当該株式を所有する場合における当該株式の取得及び所有並びに当該株式についての議決権の行使については、同令第十七條の第二項(同令第十七條の四第二項において準用する場合を含む。)において準用する同令第二條第二項から第四項までの規定(これに係る罰則の規定を含む。)は、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

第十二條 帝國製糸株式会社が旧ジェー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令(以下本條において「旧令」という。)(第四條の規定により富士紡績株式会社が無償で財産の譲渡を受けたことに因り生じた益金に対する法人税法(昭和二十

二年法律第二十八号)又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)上の取扱については、なお従前の例による。

2 富士紡績株式会社が旧令第四條の規定により無償で帝國製糸株式会社に譲渡したことに因り生じた損金に対する法人税法又は地方税法上の取扱については、なお従前の例による。

第十三條 第六條に規定する場合を除く外、この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四條 第六條及び前四條に定めるものを除く外、この法律の施行に伴う必要な経過的措置は、政令で定める。

附則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。但し、第九條第二号及び第十條の規定は、公布の日から施行し、第十條の規定は、昭和二十五年年度以降の旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金又は歳出金の整理について適用する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第五十号を削り、同條第五十一号を同條第五十号とする。

第五十條中「第五十号」を「第四十九号」に改める。

第五十三條第三号を削り、同條第四号を同條第三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

二年法律第二十八号)又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)上の取扱については、なお従前の例による。

2 富士紡績株式会社が旧令第四條の規定により無償で帝國製糸株式会社に譲渡したことに因り生じた損金に対する法人税法又は地方税法上の取扱については、なお従前の例による。

第十三條 第六條に規定する場合を除く外、この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四條 第六條及び前四條に定めるものを除く外、この法律の施行に伴う必要な経過的措置は、政令で定める。

附則

1 この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。但し、第九條第二号及び第十條の規定は、公布の日から施行し、第十條の規定は、昭和二十五年年度以降の旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金又は歳出金の整理について適用する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第五十号を削り、同條第五十一号を同條第五十号とする。

第五十條中「第五十号」を「第四十九号」に改める。

第五十三條第三号を削り、同條第四号を同條第三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

○西村(逓)政府委員 たいだいま議題と

なりましたボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

平和條約の効力発生に伴ひまして、政府はいわゆるボツダム命令につきましては、別に存廢の措置のなされない限り、平和條約の効力発生後も六箇月間を限り法律と同様の効力を持たせざるため、別途法律案を提出いたしてあります。

が、これとともに、今後も存続させる必要のあるものは、法律としての効力を持たせざることは、一方、この際整理すべきものについては、所要の改廢の措置を講ずることとしていたしております。この法律案は、その一環といたしまして、大蔵省関係のボツダム命令について所要の措置を行おうとするものであります。

大蔵省主管のボツダム命令のうち措置を要すると思われましますものは四十五件であります。この法律案は、そのうち十三件をそのまま存続させ、また六件を改正して存続させるとともに、二十二件を廢止することとし、これがため、所要の措置を講じようとするものであります。なおこのほか連合國財産の返還等に関する政令外四政令につきましては、別途改正して存続させるための法律案を提出いたす予定でありますので、これを加えますと、結局そのまます存続させるもの十三件、改正して存続させるもの十件、廢止するもの二十二件と相なるのであります。

次にこの法律案の内容の概要を申し上げます。

まず閉鎖機關令等閉鎖機關關係の四命令につきましては、閉鎖機關の特殊

三

整理の現況にかんがみまして、閉鎖機
関の指定前にした行為を閉鎖機関整理
委員会が取消し得る制度は、もはや不
要でありますので、これを廃止いたし
ますとともに、このほか平和条約の効
力発生に伴つて、強制的な規定その他
不要な規定を整理し、あわせて閉鎖機
関整理委員会の解散に関する規定を整
備することといたしております。

第二に、旧日本占領地域に本店を有
する会社の本邦内にある財産の整理に
関する政令につきましても、占領終結
に伴い必要な規定の整理を行うことと
いたしております。

第三に、国外居住外国人等に対する
債務の弁済のために供託の特例に
関する政令につきましても、国外居住
の外国人に対する債務の弁済のために
する供託の特例は、在外会社の債務を
除き、平和条約の効力発生後に生ずる
債務に関してはこれを認めないことと
する等規定の整備を行うのほか、駐日
使節団を通じて行う供託物の還付請求
に関する規定、その他不要となる規定
を削除することといたしております。

第四に、以上の六件のほか、特別調
達資金設置令等十三件につきましても
は、今後とも存置する必要がありま
すので、平和条約発効後も法律として
の効力を持たせることといたしてあり
ます。このうち明治三十九年法律第二十
四号官国幣柱経費に関する法律廃止等
の件等八件は、いずれも他の法令の廃
止または一部改正を内容とするもので
ありまして、罰則その他の経過規定に
つき、なお当分の間存続させておく必
要があるのであります。

第五に、廃止しようとする命令であ
りますが、このうち大部分のものは、

日本カタン系株式会社再設立に関す
る政令のように、元来一回限りのまた
はきわめて極限された事柄を対象とし
ているもので、その目的の達成、関係
事務の終了等によつてすでに実質的意
義を失つておりますので、この際明確
に廃止の措置を講じようとするもので
あり、会社の証券保有制限等に関する
勅令外一件の経済民主化を目的とした
ものにつきましても、おおむねその所
期の目的を達成したものと認められま
すので、同様廃止の措置を講ずること
といたしたのであります。また臨時軍
事費特別会計の終結に関する件につ
きましては、若干関係事務の終了して
いない点もありますが、この際これを廃
止いたし、所要の経過規定を設けて今
後の処理を行うことといたしてありま
す。

以上、この法律案の提案の理由並び
にその内容の概要を御説明いたしまし
たが、何とぞ御審議の上すみやかに御
賛成あらんことをお願いいたします。

○奥村委員 資料を要求いたしておき
ます。まず第一に復興金融庫の貸出
残と申しますか、開発銀行に移管され
る貸出残の明細、及びそれに関連し
て、復金の今日までの経理内容を明ら
かにした書類を出していただきたい。

これはすでにこの国会に提出された予
算案の中にも、開発銀行の今年度末の
資本金として、復金の貸出残が繰入れ
られることになつて、金額が明白に記
載されておる。従つてその根拠となる
貸出残は、もう政府においてはつきり
確かめられておるはずである。この資
料を早く出していただきたい。これは
この委員会で、前国会以来たび／＼請
求しておつたこととありますから、こ

の際特に早く出していただきたい。！
それからこの委員会として税法案の
改正の審議を行うについて、この国会
に提案された予算案に関連して、租税
収入等の見積りの明細、これも毎国会
提出されておるので、なるべく早く出
していただきたい。以上お願いいたし
ます。

○川野委員 私も資料を要求いたした
いと存じます。ただいま奥村委員が要
求いたしました資料でございまして、
が、開発銀行に引継ぎました未払い金
額の一千四百以上の債務の件数こと
に、これをひとつ人名ごとに金額幾
ら、こういうふうな資料を求めたいと
思います。

○夏堀委員 私も資料をお願いいたし
たいと思ひます。閉鎖機関の最後の整
理段階に入つての内容がどういうこと
になつておりますか。これを、各会
社ごとといへば、ちよつとめんどうであ
るかもしれませんが、できるだけ詳細な
資料をお願いしたいと思ひます。

○深澤委員 ただいま提案になりました
法案は、その内容は実に複雑多岐で
あると考へるのであります。さらに講
和発効を條件といたしまして、改廃存
続の処置が講ぜられるのでありまし
て、つまり占領下から講和後における
新しい体制の中に存続するものが、
法案として生かされるのであります。

しかもこの何十かの処置すべき法令
は、すべて政令、勅令において今まで
行われて来たものでありまして、国会
というものは、何らこれに立法的には
関知しなかつたものであります。それ
を法律として今後の日本の政治の中
に生かして行くのでありますから、こ
れは十分審議の必要があると思ひます。

そこで私は、ただいま提出されました
この法案に関連いたしましたる政令
勅令が、いかに実施されて来て、どう
いう結果になつてそれを今度廃止する
ことになつたか、あるいは存続すると
するならば、どういう事情に基いて存
続する必要があるか、あるいは改正す
るならばどういふ事情に基いて改正す
る必要があるかという、具体的に納得
できる資料等を準備して、ひとつ国会
に出していただきたいということを切
望するものであります。従来大蔵委員
会は非常によく皆さんの法案がありま
して、早々の間に非常に重大なる法案を
われ／＼は審議したのであります。

いつも感ずることは資料不足、大蔵省
側の十分の資料というものが、われわ
れに明らかにされなかつたといううら
みがあるものであります。特にこのたび
の国会においては、われ／＼の敬愛す
る西村政務次官が、われ／＼の同僚の
中から就任をいたしましたので、そう
いう欠陥をわれ／＼は十分補つていた
だけだと思ひますが、まず劈頭提出さ
れましたこの法案に関連いたしましたし
て、従来のそういう欠陥のないよう
な、十分私は国会に資料を提出していただ
いて、われ／＼の審議を十分盡さして
いただきたい、こういうことをお願い
する次第であります。

○佐藤委員長 了承いたしました。そ
れではさつ／＼であります。大蔵当
局より本案に關しまして、詳細なる説
明を聴取したいと存じます。大蔵
大臣官房文書課長村上一君に発言を許
します。

○村上政府委員 それでは提案理由の
説明を補足いたしまして、法文の順序

に従ひまして各事項ごとの説明を加え
たいと思ひます。なお最初にたゞいま
資料の御要求がいろいろございまし
た。これは仰せの通り法律は一本でござ
いまして、内容は四十数件にわたる
政令を含んでおりますので、いろいろ
御疑問の点も多いかと存じます。御要
求の資料はできるだけ早くとりまとめ
まして、お手元に差上げたいと思ひ
ます。事務当局もせつ／＼努力いたすつもり
でございます。なお税法審議に關連い
たします租税収入の明細は、本日お手
元にわたる予定にいたしてありますの
で、さう御了承いただきたいと思います
ます。

ただいままでにお手元に差上げまし
た資料といたしましては、法律案のほ
かに活版刷りにいたしました参照條文
及び新旧対照表というものが差上げて
あると思ひます。これは最初にまず目
次がございまして、上段に今回改正い
たしました後の新條文が掲げてあり、
下の段に改正前の、つまり現行のもの
が旧條文として掲げてあります。新旧
対照ですつ／＼と四十数件の政令、省令等
について内容を掲げてございまして、
それから別にガリ版で刷りましたも
ので、法律案要綱という四、五枚の紙
がお手元に行つておると思ひます。従
いまして、ただいまから法律案、それ
から参照條文、要綱、この三つの資料
に基きまして、概括的な御説明を申し
上げたいと思ひます。

なおお断りいたしておきたいと存じ
ますが、何分四十数件にわたるもので
ございまして、非常に詳細な御説明
を申し上げますと、時間の関係等であ
つて最初にござい／＼いたすかと存じ
ますので、大改正法律案の逐條の順

序に従ひまして、各政令につきまして
概括的な御説明を申し上げる、かよう
な順序にいたしたいと思ひます。

まず法律案の方を見ていただきます
す。その前にいわれるボツ政令につ
いて多少補足的な説明をさせていただきます
と、これは十分御承知のこと
でございますが、昭和二十年勅令五百四
十二号という、旧憲法に基きます緊急
勅令を根拠としたしまして発せられま
した勅令——その後名前がかわりまし
て政令でございますが、政令にして法
律と同様の効力を有するという、いわ
ば一種特殊の政令でございます。各省
を通過いたしまして、発せられました
いわれるボツ政令は二百九十件以上上
ると聞いておりますが、この数字は必
ずしも正確でございせん。そのうち
大蔵省の關係が約五十件くらいござい
ます。しこうしてその根拠は、これも
御承知であります、スキヤツ・イ
ン、あるいはメモランダムという、い
ずれも文書によります連合軍司令部
の命令、指令等を具體的な根拠として
発せられましたものでございます。講
和條約の発効後これらのものを整理い
たす必要があることは、これは私から
申し上げる必要もございせんが、た
だこれを全面的に廃止するというよう
なことは、実態を見ますとなか／＼一
挙にできかねるのでございまして、講
和後の日本の状態から考えまして、
この法令の内容によりましては、その
實體を存置する必要があるものが多少
あるわけでございます。これらのもの
につきましては、今回国会の御審議を
経て、法律としての効力を存置させたい
という趣旨のものが含まれております。

その内容を分析いたしますと、この
参照條文の最初の目次のところをおあ
けただくとわかりやすいと思ひま
す。そこで三つの部分に分けてござい
ます。第一が改正存続命令關係、それ
が改正條文で申し上げますと第一條な
いし第七條でございます。第二のグル
ープは、存続命令關係、これは法文の
第八條でございますが、命令全体ある
いは命令のある規定を改正することな
しに、そのまま存置させるものがこの
グループでございます。それから最後
に第三のグループといたしまして、廢
止命令關係、これは法文で申し上げます
と九條ないし十三條の關係でござい
ますが、これはこれらのものを今回廢
止してしまふというグループでござい
ます。それに十四條が加わりまして、
法文としては全体で十四條、それに附
則が別に加わっておりますが、全体は
十四條の法文でございまして、各省を
通過いたしますボツ政令、ボツ省令の整理の
措置をいたしましては、当初は、これ
を内閣で一括して、各省にわたるもの
を全部を通じて整理したかどうか、と
いうような意向も多少あつたのでござ
いまして、こういたしますと非常に厄
大な法律案になりますし、また關係方
面との折衝等、相当時間を要すること
となりますので、建前としましては、
各省別に、所管のボツ政令についてそれ
ぞれ別の法律をもつて整理するという
取扱ひにいたしました。なお大蔵省關
係は五十件近くございまして、そのう
ち今回対象としたしておりますのは四
十一件でございます。あと四政令につ
きましては、別途別の法律案をもつ
て、今国会で御審議を仰ぎたいと思つ
ております。この点は先ほど提案理由

の説明の中に申し述べた通りでござ
います。
次に内容に入りますが、三つのグル
ープにわかれることは先ほど申し上げ
た通りでございますが、参照條文の新
旧対照表の目次で、ずつと通覽してい
ただきますと、内容は種々雑多でござ
いまして、大蔵省所管行政に關係ある
政令、省令等でございます。その内
容のおもなるものは、日本の商社が旧
領土あるいは外国において經濟活動
をいたしておりました、その跡始末の整
理のための政令が相当ございまして、ま
た日本国内において外国商社——これ
にはわけて申し上げますと、いわゆる
連合国の系統のもの、枢軸国の系統
のもの、と両方あると思ひますが、それ
の經濟活動の整理、跡始末、それから
通貨、為替等といった所管行政に關係
ある政令、その次には大蔵大臣が國庫
大臣である關係から、たとえば軍人に
對する給與の返還でございましてとか、
あるいはいわゆる賜金公債でございま
すとか、あるいは臨時會計の跡始末で
ございましてとか、新しいところでは
いわゆる學校給食に關しますボツダム
政令といつたようなものも、内容とし
て含まれております。

邦内にある財産の清算をなすべきもの
として大蔵大臣及びその業務に係る行
政の所管大臣の指定する法人その他の
団体をいう。というふうになつており
ます。たとえて申し上げた方が早いか
と思ひますが、いわゆる在外關係のも
のとしては、満鉄、台湾銀行、朝鮮銀
行、北支開發といった在外にありまし
たその種の会社が、全部これに含まれ
ます。それから統制機關といたしまし
て、たとえば中央水産業會、あるいは
中央食糧營団といったような、全国的
な統制機關が閉鎖機關の一つのグル
ープでございます。なおその下部の機構
といたしまして、県單位の食糧營団と
いうようなものも、いわゆる閉鎖機關
のグループに入ります。かような機關
につきまして、その業務を停止し、そ
の財産の清算をすみやかにいたしたい
というものが、そも／＼閉鎖機關令の趣
旨でございまして、現在までに閉鎖機
關として指定いたしましたものの總數
は、これはいづれ資料で差上げるつも
りでございますが、千八百八に上つて
おります。そのうち指定を解除されま
したものは一件でございます。そこで
指定が継続いたしておりました千八百
七のそのういつた機關につきまして、昨
年十月末現在におきまして、すでに清
算事務を終了いたしましたものが五百
二十九件に及んでおります。従いまし
て残りしましたものが五百五十八件ある
わけでございますが、このうち——こ
れは見込みでございまして、多少推
定が入りますが、間もなく清算事務が
終了できるという見込みのものが二百
六十件ばかりでございます。それからあ
との三百件くらいは、最終的に清算が
終了するまでは、なお相当期間を要

するかといたふものでございまして。これ
は主として在外關係の、たとえば台湾
銀行、朝鮮銀行といったもののグル
ープが、最終的な整理までには相当時間
を要するといふものでございまして。
そこで閉鎖機關令につきましては今度の
改正の要点でございますが、ガリ版で
要綱が差上げてございまして、これ
をこらんといたしたいと思ひます。閉
鎖機關令とあつて、その下の「閉鎖機
關の特殊整理の現況にかんがみ、閉鎖
機關の指定目前に行つた行為に對する
取消の制度に關する規定その他不要と
なつた規定を削除する」というのが改
正の第一点であります。その次の「平
和條約の効力発生に伴う規定の整理を
行う」というのが第二点であります。
要するにこの閉鎖機關令が制定されま
した趣旨は、先ほど簡単に申し上げま
した趣旨は、今後といえども
清算事務のおおむね終了するまで、繼
続する必要があるものであります。た
だいま要綱で申し上げました二点をい
たしたいというものが、今回の改正の趣
旨でございます。

逐條で申し上げますと、第一條第一
項中「連合国最高司令官の要求に基き」
とありますのを削る。これはかような
ものがなくなるので、これは當然の字
句の修正でございます。

それから「第二條を削り、第一條の
二を第二條とする」として條文を繰上
げておりますのは、番号の整理でござ
いまして、第二條を削つております。
これは参照條文の「一ページ」をこらんと
いたしたいと思ひますが、この内容は、
閉鎖機關に指定されませんでした場合
に、その營業所の店鋪につきましてと

逐條で申し上げますと、第一條第一
項中「連合国最高司令官の要求に基き」
とありますのを削る。これはかような
ものがなくなるので、これは當然の字
句の修正でございます。

びらを封鎖する。あるいは機関たることを明示する。そのために要すれば警察官吏の援助を求めるといふような規定でございまして、当時としてはあるいは必要があつたかもしれませんが、今となつてはまづたゞ必要のない規定でございまして、今回これを削除したいと存じます。

次に「第五條第六項を削る。」という規定でございまして、これは参照條文の第二ページをごらんいただきたいと思ひます。そこに傍線を引いてございまして、閉鎖機關の元の役員は、第五條第一項によりまして閉鎖機關に指定されますと同時に、解任されたことになるわけでありまして、そこでそれを受けまして第六項におきまして、それらの者は指定日以後は閉鎖機關の營業所、店舗に出入りできないという規定があつたわけでございます。これも当初はあつたし、これは理由があつたかと存じますが、今となつては全然その必要もございせんし、またその規定のいたし方が非常に強権的な色彩が強いものでございまして、削りたいと思ひます。

それから第十八條の二は参照條文の二ページの終りごろでございまして、これを削除いたしてございまして、この規定の趣旨は、閉鎖機關の債権というものは、他の法例にかかわらず」とございまして、他の各種の債権に優先して弁済を受けるという規定でございまして、たとえば徴税権にすら優先するという規定でございまして、これは閉鎖機關の債権を確保したいという趣旨に出たものでございまして、適用の例もございせんし、またその実体につきま

してもいささか強過ぎる規定でございまして、これを削除したいと存じます。

それから法文の方に参ります。「第九條第一項中「連合国最高司令官の要求に基き」を削る。」というものは、最初第一條について申し上げましたと同様の趣旨でございまして、それから「第十九條の八から第十九條の二十四までを削る。」とございまして、これは参照條文の三ページから四、五、六、七、八ページにわたる相当長い條文でございまして、まず十九條の八から二十四までの規定の趣旨を申し上げますと、これは閉鎖機關が閉鎖機關に指定されます前にいたした経済行為につきましまして、閉鎖機關委員会という監督機關が取消し得るという趣旨を規定いたした効力、またこれに對する異議の申立、調査、聴聞会、さらに大蔵大臣への不服の申立、裁判所への出訴というような各種の段階につきましまして所要の規定を設けておるわけでありまして、この趣旨も、閉鎖機關が経済的にその債権者を害する行為をしております場合に、またはその結果を招来するような行為をしておりまして場合に、債権者保護のためにそれを取り消し得るという規定があつたわけでありまして、ただ取消しました結果、不当な取消が行われると、これはまた道に困るわけでございますので、それに対する異議の申立、聴聞会あるいは不服の申立、出訴というような各種の抗弁の段階を設けておつたわけでございます。ところがこれは十九條の二十二をごらんいただきましたと思ひますが、これは「指定日から一年間これを行わないときは、時効に

より消滅する。行為の日から三年を経過したときも、又同様とする。」ということ、すでに最初申し上げましたたぐさんの閉鎖機關につきましまして、この時効の期間が経過してあるわけでありまして、實際適用の必要はすでになくなつておるわけでありまして、従ひまして実体の必要がすでに解消しておるということから、今回これを削除したいと思ひます。

それから法案の方の二ページ「第二十三條第三項を削る。」という規定でございまして、これは参照條文の九ページでございまして、この規定の趣旨は、閉鎖機關につきましまして、一ぺん指定いたしました場合に、かつて行ひましたところの封印を解除するといふ規定でございまして、これは前に封印の点につきましまして削除いたしましたので、当然のこととしてこれも削除したいと存じます。

それから「第二十四條を削り、第二十三條の二を第二十四條とする。」第二十四條は、これは参照條文の九ページにございまして、封印の場合、当該官吏は身分証明書の携行を要するといふ規定でございまして、これは実体の封印の方を削りましたので、当然これもいなくなつた規定と存じます。第二十三條の二を第二十四條とする。これも條文整理で番号を繰上げたわけでございます。

なおその次に「第二十九條の二中左の各号」云々、そこからつと終りの「第三十二條中第二十九條の二」云々、そこまでは、ただいままで申し上げましたような実体の改正に伴ひまして、罰則規定を整備したものでございま

す。こま／＼いたしますので、それぞれの項につきましましての説明は、省略させていただきますと思ひます。

次に、法案の第二條でございまして、これは見出しに書いてございまして、閉鎖機關整理委員会令の一部改正をいたしたいという趣旨でございまして、閉鎖機關整理委員会と申しますものは、これはあらためて申し述べます必要はございせんが、実体の閉鎖機關令を受けまして、その実施機關、実行機關として置かれた機関でございまして、委員とその下の事務職員からなつてございまして、前に申し述べましたように、大部分につきましまして、その整理、清算の目的を達しましたので、二十七年度におきましては、なるべく早い機会に解散いたしたいと予定いたしておりますが、ここに改正に出て参りますのは、むしろ技術的な改正が多いかと存じます。

第二條第一項でございまして「第十四條中「昭和二十一年勅令第五百六十七号（会社の証券保有制限等）に関する勅令」第十一條及び」を削る。」とございまして、これは参照條文第十ページにございまして、これはあとで出て参ります、会社の証券保有制限等に関する勅令という勅令は、今回のこの法律で廃止を予定いたしております。従ひましてここで引用いたしておりますので、当然削除すべきかと存じます。

それから「第十六條第二項を削る。」これは参照條文の十一ページの初めの方にございまして、聴聞会の経費に関する規定でございまして、これは前に申し述べました通り、聴聞会の規定は閉鎖機關令の方で削除になります。従つ

てこれも当然削除すべきかと存じます。予算も二十七年予算では計上いたしております。

それから「第二十條を次のように改める。」これを参照條文の十一ページをごらんいただければおわかりやすいかと存じますが、現在の政令におきましては、整理委員会は、目的の達成によつて解散するといふ規定になつております。ところが具体的に目的達成の時期はいつであるかといふことは、認定の問題が一つあるのでございまして、嚴密に解しますれば、全部の閉鎖機關が完全に清算事務を終了した日というようにも解釈できますが、そういういたしますと、特殊な閉鎖機關が清算が長引くという場合には、大部分の仕事を終つていながら解散できないといふことにも考えられますので、大蔵大臣の命令によつて解散するといふふうな、修正いたしたいと考へた次第であります。なお全部の清算が完全に終了したしません場合に、委員会が解散する場合におきましては、職務のやり方といったしましては、大蔵大臣の指定する清算人が職務を担当するといふ方式を考えております。

それから次の行でございまして「第二十二條を削り、第二十三條を」云々とありますのは、これは第二十二條は罰則の關係、あとは條文整理の關係でございまして、実体に大した關係でございせん。

それから法案の方の第三條に参りますが、これはそこに見出しがございまして、閉鎖機關に関する債権の時効の特例に関する政令の一部改正でございまして、これは参照條文としましては、十二ページの初めにございま

が、この勅令の趣旨は、閉鎖機関の債権または閉鎖機関に対する債権につきましては、時効が普通の法令の規定によりましてすでに切れておるものにつきましても、それは切れなかつたといふことにいたしまして、債権債務を完全に清算したいというのが、この政令全体の趣旨であります。

第三條は十二ページの下にございすが、印度支那銀行、日仏銀行及び中国銀行、これらのものの債権につきまして、その規定を準用しておつたわけでございますが、これら三銀行につきまして、その実体の整理がすでに終了いたしましたので、今後存置の実益がなくなりましてので削りたいと存じます。

それから第四條、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正、これはいづゆる在外会社でございすが、在外会社の政令の本来の趣旨、これはあらためて申し上げる必要もないかと存じますが、在外会社の国内にある財産につきまして、その債権債務をなるべく早く清算したい。但しその場合在外にある資産がございしますので、かりに在外資産の方で負債を生ずるようならば、その見合いに對する資産だけを差しまして、残余のものにつきまして急速に清算したいというのが、この政令の本来の趣旨でございすが、

そこで今回の改正は「第一條及び第二條第一項第一号中「連合国最高司令官の要求に基づき」を削る。」これは前に述べましたが、当然のことだと存じます。

それから「第二十五條第四項及び第五項を削り」とございすが、これは

会社の証券保有制限に関する政令というものを引用しておるわけでございます。その保有制限の政令が今回廃止されますので、それに伴ひましてこちらも修正いたしたわけでありまして、「同條第六項を同條第四項とする。」これは條文の繰上げ整理であります。

それから「第三十四條の三第四項中「法律」を別に法律に改める。」これも字句の整理であります。政令が今回の本法によりまして、法律たるの効果を有するに至りますので、「別に法律」に改める。」というふうな字句の整理をいたしたわけでありまして、

次に第五條でございすが、国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部改正、これは参照條文の方でございになりますと十四ページにございします。この政令のもとの趣旨を申し上げますと、日本国外にありまして外国人の債権——その債務者が日本国内におるわけでございしますが、その債権のために供託をいたします場合、相手方がおりませんので、その場所、それから手続あるいは時効の期間、また供託物の還付請求をいたしますが、その手続等について特例を設けるのが、この政令の趣旨でございします。今回の改正の要旨を申し上げます、いままでかような特例を設けて参つたのでございすが、議和條約発効後におきましては、原則としてこういう例外的措置を廃止したいというのが、今回の改正の趣旨でございします。そこで條文をこちらにいただきますと「第一條中」とありまして、ずつとごた／＼となつておりますが、この趣旨はただいま申し上げましたように、一般的にはかかる特例

は廃止したい。但し、括弧の中に入つておりますいづゆる在外会社に関する債務、それからドイツ財産管理令、これは参照條文の方でございいたたくとおわかりいただけると思いますが、その二つにつきましては、例外的に特例の措置を存置したいというのが、今回の改正の趣旨であります。

それからその次の「第七條中「別に」を削る。」これは字句整理でございします。

それから第九條、これを削除いたしております。これは参照條文の方の資料で申し上げますと、十五ページから十六ページにかかまして規定がございします。供託されたものを債権者が還付請求をいたします場合、従来は占領下でございしますので特殊な形といたしましてその間に外国の使節團が、いづゆる俗な言葉で申し上げますと仲介する、委任を受けてその請求に當るといふような規定が入つておつたわけでございますが、これを削りまして、最初申し上げたような趣旨に、債権者本人が請求するといふような建前に直したいと存じます。その趣旨の改正でございします。

それから以下「第十二條中「附則第四項」を附則第三項に改める。」これは番号整理でございします。

それから「第十三條中「昭和二十四年政令第二百九十一号」を削る。」とあります。これは在外会社の政令でございします。これを今回改正しておりますので、それに伴う字句整理でございします。

それから十四條、これは罰則規定でございします。本令の九條を改正いたしました結果として当然の字句整理かと存じます。

それから法文の方の六ページに参ります。「附則第二項から附則第五項までを次のように改める。」とございします。そのうち上にアラビア数字で2、3と番号がついてございしますが、これは実体に影響はございせん。法文の番号整理、字句修正でございします。

それから第六條、これはそこに見出しがございしますが、国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部改正、これに今申し上げました通り五條の内容でございしますが、それに伴う経過規定を設けております。これは多少ごた／＼書いてございしますが、その趣旨を申し上げますと、今説明申し上げましたように供託物の供託、それからその還付請求につきまして特例的な規定が入つてございしたのを、今回削除するわけでございますが、旧令に基いて行われました効力を規定するのは、実体をひっくり返すことになりまして、その効力をそのまま認めるという趣旨を、ここに規定しておるわけでございます。

それから第七條に参ります。第七條は日本証券取引所の有価証券売買取引事業特別会計に属する財産の管理に関する件の一部改正でございします。これは参照條文の方は第十八ページでございします。これは政令でございせん。ポツダム省令という特殊な形をとつております。この省令の本来の趣旨を簡単に申し上げますと、これは戦時中政府が株式の売買を操作しておつたのでございします。そのための収支を取り引所の中の特別会計として整理しておりましたわけでございます。これにつ

きまして清算を進めて参つておるわけでございますが、今回の改正は、その十八ページの新旧対照でございいたしたかったのでございしますが、「閉鎖機関整理委員会が、これを管理する。」というふうになつておつたのでございしますが、閉鎖機関自体につきまして、なるべく早い機会に閉鎖機関を解散したいというふうな考えも持つておりますので、これは「大蔵大臣の選任する清算人」というふうに変更したいと存じます。

第二條の改正も同様の趣旨でございします。

それから第三條は、「司法大臣」というふうな文句がいまだに残つておりますので、この際ついでに改正したいという趣旨でございします。

以上が内容を改正いたしました法律として存続したいという政令でございしますが、なおこの種のものとしては、先ほど提案理由の中でもちよつと触れましたように、連合国財産の返還等に関する政令そのほかドイツ財産管理令、連合国財産である株式の回復に関する政令、連合国財産上の家屋等の譲渡に関する政令、この四本が同様の趣旨で改正存続を要するものでございします。これは準備の進捗の關係上、便宜別の法律にいたしまして御審議を仰ぎたいと存じております。

八條は将来命令そのものあるいは命令のある規定をそのまま存続させたいというものを列記してございします。そこでこの内容はいろいろ差異がございしますが、大別して申し上げますと、内容がそのまま議和條約発効後においても残つておるもの、たとえば特別調達資金設置令というふうなものは、現に

これによつて運用されておりますが、なお先のこととは明確にわかりませんが、今後といえどもこういった運用の方法が、引続き行われるのではないかと、いうふうには予想もされません。そういったものは政令の全部を残してあります。またたとえば第一番目にござい

すが、明治三十九年法律云々という勅令でございまして、これは附則の第六項だけを残しております。たとえば附則の第六項と申しますものは、資料の二十一ページにございまして、「本令施行ノ際現ニ國ニ於テ神社ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタル公用財産ハ之ヲ從來ヨリ引続キ神社ノ用ニ供スル雜種財産ト看做ス」この規定だけを存続させるわけでありまして。従いましてこういふふうには一部存続させるものは、一々申し上げませんが、たとえば今申し上げましたような、この規定の中に国有財産に關連する規定を設けてある、その規定だけは残したいというふうなもの、あるいは罰則は残したいというふうなもの、こういったものはいづれも当該規定だけを存置することといたしてあります。これは各件ごとに御説明申し上げます、非常にたくさんございまして、参照條文につきましまして当該規定をこらんにいたすことにより、省略させていただきますと思

ていただきます。なお参照條文の方でちよつと申し上げておきますが、廃止いたします政令等は、参照條文の三十七ページ以下にいづれも全文を掲げてございまして、御参考にとらんになつていただきます。また、御参考にとらんになつていただきます。

法文の方の十條は、第九條に廃止する政令を列記してございまして、それに伴ひまして若干の経過規定を要するものにつきては規定を設けてあります。まずその十條は、旧臨時軍事費特別會計、いわゆる臨時會計の措置でございまして、これは参照條文の三十七ページにその勅令が出ております。これはたびたび決算委員会において御指摘を受けまして、なぜ早く整理しないか、なぜ一般會計に入れてしまわなかつたか、実はおしかりをこうむつておる會計でございまして、その三十七ページに掲げてございまして勅令の本旨によりまして、二十一年二月二十八日をもつて終結する、そうしてその残余財産負債は一般會計に入れる、なおその後本臨時會計に附屬すべき収入支出があつた場合には、それを年度ごとに一般會計に整理するといふふうな規定の趣旨があるのでござい

とかいつたような特殊な金庫との關係、これはいわゆる閉鎖機關でござい

ますが、そういったものとの債權債務の關係が、これまた確定いたしたがい。なおまたこまかい事項としては、たとえば野郵便局で受入れた郵便貯金、こういったものを臨時の負担にするかしないかというふうな問題がございまして、そういったもの、あるいは外に閉鎖機關というふうなもの、あるいは外に會計との關係におきまして、臨時だけを先に完全に清算するということ

でございます。そこでそれらのものを含めまして、同様の整理をするという趣旨をここに規定してあるわけでございます。要するにこの十條は、一括いたしまして本来の昭和二十一年に出ました勅令の趣旨通りの整理ができたい

事實をもちまして、今日に及んでおる臨時會計を、しばらくそのまゝのかつこうで持つて行きたい。しかし勅令はもはや條約効力後効力を失ひますので、ここにあらためて法律としての御審議をいただきたい、かような趣旨でございます。なお先に飛んで恐縮でござい

ら、かような規定になつておるわけでございます。それから第十一條、これは法文の十五ページにございまして、これも非常にこた／＼した規定で恐縮でござい

ます。簡単に要旨を申し述べますと、いわゆる獨禁法という法律がございまして、会社の株式取得をある程度制限してあるわけでございますが、大蔵大臣の許可を得て株式を所有する場合がございまして、そのすでに所有してあるものの効力を存置させたい。十一條の冒頭にございまして旧会社の証券保有制限等に関する勅令、これは今度本法によりまして廃止するわけでございますが、その勅令の規定によりまして、獨禁法の例外として、会社が株式を保有してある場合、それをさかのぼつて効力をなくするのは酷でございまして、その効力だけは存置する。これが十一條の趣旨でございます。それから十二條は、これは一項、二項とある特定の会社に関する措置でございまして、この基本となりま

ら改正いたします政令の有効期間に行われまして行為について、罰則は前の例によるという規定でございます。

十四條、これは特に御説明の必要はないかと思ひます。

附則の第一項、これは先ほど御説明を申し上げました通りでございます。

附則の第二項は、大蔵省設置法を一部修正しておりますが、これは参照條文の一番終り、六十九ページをこらんだだきたいと思ひます。実体の修正は、第四條五十号を削るということでございます。まして「通貨の製造工場を管理及び監督すること」という規定が、大蔵省の外局でございます印刷庁の権限として規定がございまして、この内容は、これは資料の六十一ページだつたかと思ひますが「通貨等製造工場管理規則」という大蔵省令が出ております。その内容は、政府が通貨の製造のため、必要があります場合には、印刷工場それから製紙工場等を強権をもつて管理できるといふ規定でございます。この規則は現実に発動いたしまして、十九工場くらいに適用いたしまして今日に及んでおります。しかしながら今後におきましては、かかる強権の措置は必要がなくなるはずでございます。かりに実体につきましてある程度そういう必要がありといたしますれば、司法上の契約に基いて行えば事足りるのでございます。そこで法文の第九條の第十一号、ページで申しますと十二ページ「通貨等製造工場管理規則」というものは廃止することに予定いたしております。従ひましてそのための権限を規定いたしました印刷庁の通貨の製造工場を管理及び監督することという規定は、当然必要がなくなるわけでござい

ますので、これを削除いたしたいという趣旨でございます。

その他五十條、五十三條等がございしますが、これはいずれも同様の趣旨のためにあります條文の逐次整理でございます。

以上大ざつぱに素通りいたしました非常に恐縮でございましたが、大体條文を追つて御説明いたしましたのでございまして、なお各個の政令等につきましては、説明を省略いたしました部分もございまして、御指摘あるいは御質問に應じまして、逐次説明を加えさせていただきますと思ひます。

○佐藤委員長 本法律案に対する質疑は、次会にいたすことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それではさよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十六分散会

昭和二十七年二月一日印刷

昭和二十七年二月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁